

# ケアハウス 花みず木

## 重要事項説明書

当施設はご入居に対するケアハウス（軽費老人ホーム）施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として60歳以上で介助を必要としないで日常生活を営むことができる方が対象となります

### 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 椎原寿恵会
- (2) 法人所在地 佐賀県鳥栖市村田町1250番地1
- (3) 電話番号 0942-82-2301
- (4) 代表者氏名 理事長 中川原 章
- (5) 設立年月 昭和43年12月

### 2. 当法人であわせて実施する事業

〔施設〕

事業の種類	佐賀県知事の事業者指定番号	利用定数
介護老人福祉施設 真心の園	417030034	139名
有料老人ホーム グランドハウスまごころ		30名

〔在宅〕

事業の種類	佐賀県知事の事業者指定番号	利用定数
真心の園ショートステイ	4 1 7 0 3 0 0 3 4	20 名
真心の園デイサービスセンター	4 1 7 0 3 0 0 3 4	30 名
真心の園訪問入浴サービス	4 1 7 0 3 0 0 3 4	2 名
真心の園ホームヘルパー	4 1 7 0 3 0 0 3 4	
真心の園訪問看護ステーション	4 1 7 0 3 0 0 3 4	
鳥栖西地区地域包括支援センター	4 1 0 0 3 0 0 0 2 1	
鳥栖市中央在宅介護支援センター	4 1 7 0 3 0 0 2 6	209 名
鳥栖市中央デイサービスセンター	4 1 7 0 3 0 0 2 6	35 名

### 3. ご利用施設

- (1) 施設の種類 ケアハウス（軽費老人ホーム）
- (2) 施設の名称 ケアハウス 花みず木
- (3) 施設の所在地 佐賀県鳥栖市平田町3 1 0 6 - 8
- (4) 電話番号 0 9 4 2 - 8 1 - 1 6 6 0
- (5) 施設長（管理者）氏名 岡本 晴視
- (6) 当施設の目的及び運営方針

1. 施設は老人福祉法の理念に基づき、運営及び管理について必要なことを定め、入居者の安全で安心かつ明るく心豊かな日常生活を営むことができるようにすることを目指します。
2. 施設は利用者の自主性の尊重を基本とし、常に利用者その者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
3. 施設は高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めます。

(7) 開設年月日 平成12年6月20日

(8) 入居定員 30名

#### 4. 居室の概要

当施設では1名1室をご用意しております。

□A-1タイプ2部屋 (51.11㎡) 風呂付; 215号室 315号室

□A-2タイプ2部屋 (45.50㎡) 風呂付; 213号室 313号室

□B-1タイプ2部屋 (37.09㎡) 風呂無; 201号室 301号室  
401号室

□B-2タイプ1部屋 (26.39㎡) 風呂無; 207号室 307号室  
407号室

□B-3タイプ1部屋 (23.86㎡) 風呂無; 202号室~206号室  
302号室~306号室  
402号室~406号室

□B-4タイプ1部屋 (24.50㎡) 風呂無・畳部屋; 208号室~  
212号室  
308号室~  
312号室

居室・設備の種類	室数	備考
個室	30室	
浴室	3室	男性風呂、女性風呂、介護浴室
食堂	1室	
リラクゼーション室	1室	

※居室の変更：ご利用者様の希望により居室を変更することができます。

事前に書類にて申し込みが必要となります。

居室は準備でき次第お声掛けします。

## 5. 職員の配置状況

当施設では、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年5月9日厚生労働省令107号）」に示された所定の職員を含み下記のように配置しています。

職種	配置人数
1. 施設長（兼事務長）	1名
2. 生活相談員	1名
3. ケアワーカー	1名以上
4. 事務員（兼務）	1名
4. 栄養士	1名以上
5. 調理員	3名以上

## 6. 職員の勤務体制

早出	7：30～16：30
定時	8：30～17：30
遅出	10：00～19：00
宿直	18：00～ 8：30

※調理員は早出6：30～、遅出～20：00

## 7. 利用料金

### (1) ケアハウス利用料

- ① ケアハウス花みず木の利用料金表（別表1）に基づき、毎月の利用料を前年の収入階層に応じて請求いたします。

※契約開始日、契約終了日が月途中である場合、サービス費・生活費のみ、該当月歴日数で日割り計算し、請求いたします。

※費用は前年の対象収入により翌年度の階層（金額）が決定されるため、入居時及び翌年以降、年1回収入等に関する資料を必ず提出してください。

② ①以外で利用、または使用されたものについての費用を負担いただきます。

(別表2参照)

(2) 入居者の選定により提供するもの

① レクリエーション材料費

② クラブ活動材料費

※①②にかかる費用はその都度徴収します。

(3) 健康診断

① 年に1回3月に行います。

② 公益財団法人 佐賀県健康づくり財団へ依頼し、検査内容は胸部レントゲン(デジタル撮影)・採血・検尿となります。

③ 費用3,000円をご入居者の負担とし、3月の利用料金として徴収いたします。

(4) 支払い方法等

事業所指定の金融機関でお支払いいただきますようお願いいたします。

① サービス利用月の翌月10日に引き落としさせていただきます。

(該当日が金融機関休日の場合は、翌営業日となります)

② 上記①での支払い方法が困難な場合は、ご相談ください。

## 8. サービス内容

(1) 相談及び援助

当施設はご入居者及びそのご家族からの相談等について、真心をもって応じ、必要に応じ、行政や介護保険サービス事業者等と十分な連携を図り、穏やかな日常生活が営めるよう援助します。

(2) 食事

① 1日3食、1回食堂にて栄養士により作成した献立に基づき、高齢者に適したものをご用意します。

朝食； 7：40～ 8：30

昼食； 12：00～13：00

夕食； 18：00～19：00

② 食堂でお召し上がりください。基本的には配膳・下膳はセルフサービスで

お願いします。

- ③ 食堂でご用意したものは、居室に持ち帰らないでください。
- ④ 食事が不要な際は、3日前までのご連絡に限り、朝食 160 円・昼食 310 円・夕食 310 円減額します。
- ⑤ 体調不良などで食堂に来られない場合は配食料として 1 食 50 円のご負担となります。
- ⑥ 食事の際のお茶は提供しますが、それ以外については 1 回 100 円とし、月ごとの利用の場合は 2,000 円のご負担となります。

### (3) 入浴

入浴は火曜日・木曜日・土曜日・日曜日の一定の時間帯でご利用できます。シャワーは毎日利用可能です。職員へお声掛けください。

- ① 入浴時間；15：00～19：00

※この時間帯にご自由に利用ください。

### (4) 生活援助

- ① 日常における、掃除・洗濯・身体介護は原則として実施いたしません。
- ② 必要な方はご入居者、連帯保証人との協議により、介護保険サービス・医療機関、その他必要な関係各種機関等ご紹介いたします。

### (5) 各種サービスの提供

別表 2 に定める内容でご入居者の状態により施設長が必要と判断した場合、ご入居者、連帯保証人と協議の上、サービス提供を行います。

### (6) 緊急時の対応

ご入居者の緊急時等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等と連携を図り対応します。

《協力病院》

- ① まごころ医療館 ；鳥栖市蔵上 2 丁目 2 1 0
- ② なかた歯科医院 ；鳥栖市原古賀町 707-1

### (7) 理髪・美容

月 2 回、出張理美容サービスをご利用いただけます。

### (8) 健康管理

- ① 毎朝、玄関ホールの体温表に体温の記載をお願いいたします。

② 月に1回（第3火曜日）午後より健康チェックをいたします。

## 9. 介護サービス記録の利用者への開示

- (1) 当ケアハウスは、サービスを提供した際には、経過記録書に提供したサービス内容等を記録します。
- (2) 当施設は、前項にある経過記録書等の記録をサービス完結の日から5年間は保存し、ご利用者・ご家族の求めに応じて閲覧に供し、また、必要とする場合は実費にて複写いたします。※白黒 1枚10円

## 10. ケアハウスを退居していただく場合

- (1) 自ら退居を申し出る場合；一か月前に規定の退居届を提出し、その期日をもって退居となります。
- (2) 入居者が死亡した場合；その死亡日をもって退居となります。
- (3) ケアハウスからの申し出により退居して頂く場合
  - ① 入居の条件に関して、虚偽の届け出を行った場合。
  - ② 利用料を三か月滞納した場合。
  - ③ 事務費の減額申請にあたって虚偽の届け出を行い利用を承認されていない場合。
  - ④ 要介護2～5の決定を受け、尚且つ必要な介護等を提供できない場合。
  - ⑤ 無断で施設内外の造作及び模様替え等を行った場合。（但し復帰した場合はその限りではない。）
  - ⑥ 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけている場合。
  - ⑦ 入院期間が三か月を超えたとき、又は、三か月を超えると見込まれる場合。（入居者、連帯保証人、ケアハウス協議のうえ。）
  - ⑧ その他、契約書、入居に際してのお願い等に反し、ご入居を継続しがたい重大な事由が生じた場合。

上記8項目について一か月間の予告期間をおいて退居となります。

- (4) 退居の際は居室の荷物の搬出、清掃・復帰等に掛かる費用はご利用者の負担となります。また、退居の申出から約10日間でその工程を終了していただくこととなります。死亡による退居の際は15日以内に荷物の搬出、居室の清掃・復帰していただくこととなります。

## 11. 苦情の受付について

### (1) 当ケアハウスにおける苦情受付

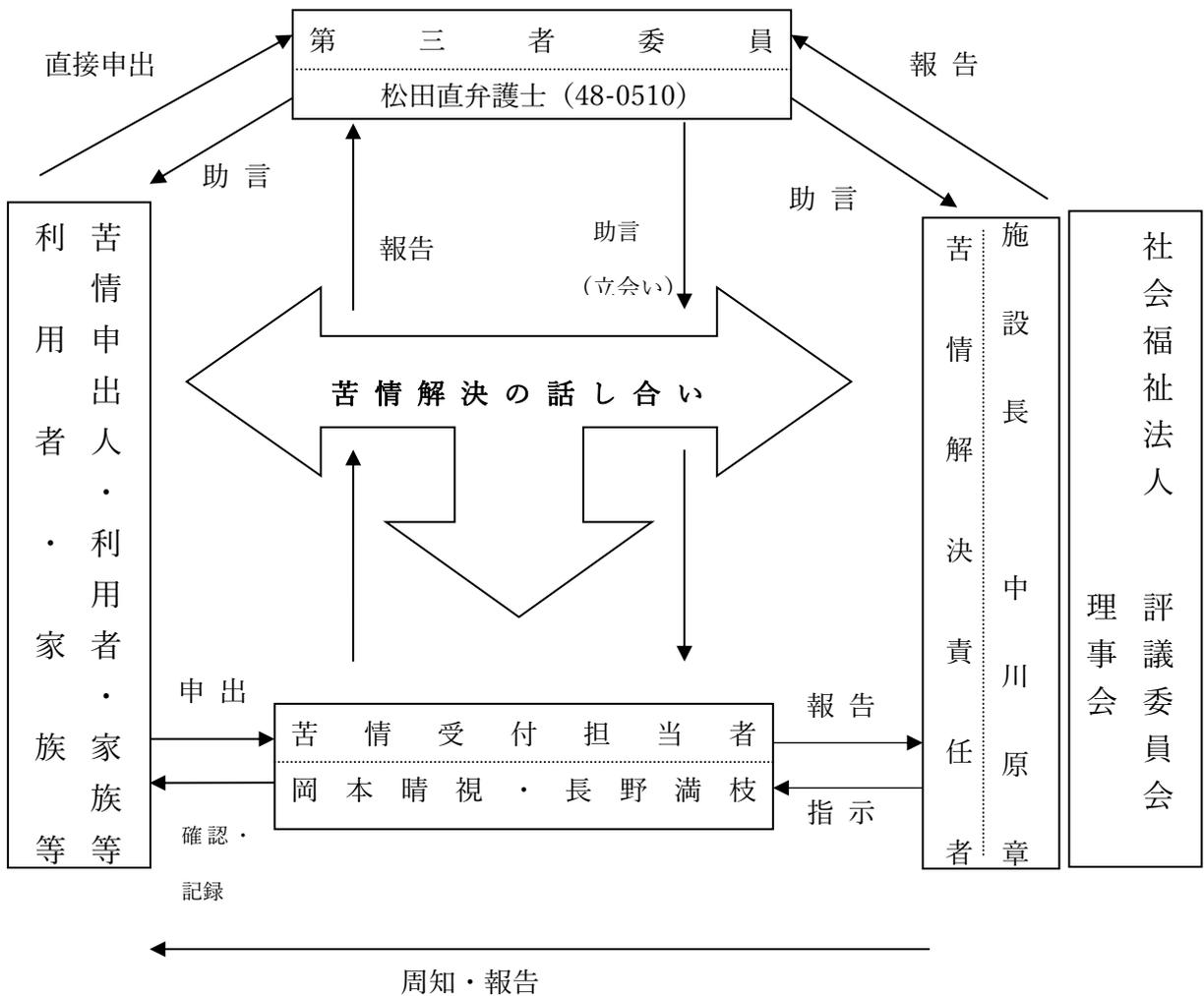
当ケアハウスにおける苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 施設長 岡本 晴視  
生活相談員 長野 満枝

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日を除く）  
8：30～17：30

○電話番号 0942-81-1660



## (2) 行政機関その他苦情受付機関

鳥栖地区広域市町村 圏組合 介護保険担当課	所在地 鳥栖市本鳥栖町3丁目1494-1 電話番号 0942-81-3315 FAX 0942-81-3316 受付時間 8:30~17:15
鳥栖市役所 健康福 祉部福祉課	所在地 鳥栖市宿町1118 電話番号 0942-85-3500 FAX 0942-85-3660 受付時間 8:30~17:15
佐賀県庁健康福祉本 部 長寿社会課	所在地 佐賀市城内1丁目1-59 電話番号 0952-25-7054 FAX 0952-25-7265 受付時間 8:30~17:15

### 12. 損害賠償について

当ケアハウスにおいて、事業者の責任によりご利用者・連帯保証人等に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生についてご利用者・連帯保証人等に故意または過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を鑑み、相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 【ケアハウスご入居に際してのお願い】

### (1) 外出・外泊について

外出・外泊しようとするときは、外出・外泊届に必要事項を記入し、その都度、届け出てください。

### (2) 来訪者

来訪者が宿泊されるときは、必ず施設長に来訪者宿泊届を提出し、許可を受けてください。

### (3) 環境整備

常に居室を清潔に整理整頓して、良好な環境と衛生の保持に努めてください。

### (4) 身上変更の届出

入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出てください。

### (5) 居室内の工作

居室の形状を変更するような工作を加えないでください。

### (6) 動物飼育の禁止

居室において、動物を飼育しないでください。

### (7) 居室

1. 居室内の清掃は各自でお願いします。健康上、清潔な環境を維持するため、ご協力ください。
2. 居室内の既存の設備・備品が故障、又は破損したときは速やかに届け出てください。
3. 安全衛生等の管理上の必要があると認められた場合には、居室内に立ち入り必要な措置を取るものとします。

### (8) テレビの使用

周囲への音漏れ防止のため、音量にはご注意ください。

目安として、日中音量 20 前後、夜間 15 以下でお願いいたします。

※メーカー機種によって異なりますので、必要な時は職員がお声掛けいたします。

### (9) 防火

館内での石油ストーブ、石油コンロ、火鉢、電気ストーブ、ロウソク、線香などの火器の持ち込みはご遠慮ください。但し、電気コタツ、電気毛布、電

気カーペット等の持ち込みは結構です。あらかじめご相談ください。

※コタツ、アイロン、テレビなどの消し忘れにはご注意ください。

※カーテン、カーペット、コタツ布団など防災のものをお使いください。

※職員にご相談ください。

#### (10) 門限

1. 玄関の開錠は、午前5：30～午後9：00迄です。

2. 施錠時間に出入りの必要がある場合は、宿直者にご連絡ください。

※外出やご面会などはその時々状況により、制限させていただくことがあります。

#### (11) リラクゼーション室の使用

1. 空いている時はご自由にお使いください。設置の機器等の使用はスタッフへお声掛けください。但し、本人の不注意により生じた事故やけがについては責任を負いかねます。

2. 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

#### (12) 喫煙

館内はすべて禁煙です。玄関先に灰皿を設置していますので喫煙時にご利用ください。

#### (13) 活動

当ケアハウスの職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### (15) 入居者健康診断

① 令和4年度より入居者健康診断を3月に行います。

② 佐賀県健康づくり財団へ依頼し、場所はケアハウス花みず木で行います。

③ ご入居者の費用負担があります。

#### (14) その他

1. 洗濯機を男女浴室脱衣場に設置しています。ご使用ください。但し料金が必要になります。前もってスタッフにお声掛けください。

2. 防火訓練や避難訓練を行いますので、ご参加ください。

3. 居室又は、決められた場所以外に私物を置かないでください。

4. 共有スペースのものを居室に持ち帰らないでください。

※リラクゼーションルームの本は別とします。

5. 居室で出たゴミは、各自で分別をして1階倉庫にお持ちください。

※何かご希望などございましたら、いつでもお気軽にご相談ください。